

「認定NPO法人 東葛市民後見人の会」入会申込書

私は、「東葛市民後見人の会」に『正会員・賛助会員』として入会し、貴会規程の区分に応じた会費を納入します。 ↑※どちらかをマルで囲む

令和 年 月 日

フリガナ 氏名	
郵便番号 住所	〒
連絡先 電話番号	① ②
mail address	@

●会費等の区分

(単位：円)

正会員	入会金	1,000
	年会費	5,000
	計	6,000
賛助会員	年会費	3,000

●納入方法等

- ① 会費は年会費です。
入会月から翌年の入会月前月までの1年間の会費です。(詳細は裏面参照)
- ② 当会作成で口座番号等が印刷された「払込取扱票(郵便振替)」にて、
納入をお願いします。手数料はかかりません。
- ③ 「払込取扱票」をまだ受け取っていない場合は、上記住所宛にお送りしますので、送付された用紙により納入くださるようお願いいたします。
- ④ 納入時の「払込取扱票」の控えを領収書に代えさせていただきますので、
お手元に保管いただきますようお願いいたします。

●申込書の送付先

郵送	〒270-1151 我孫子市本町3-2-1 アビイマンション718号	阿部 美佐子 (会員部)
FAX	04-7137-9393	

年会費について

- ①会費は入会月から翌年の入会月前月までの1年間の会費です。
会員有効期間も同様とします。（入会月～翌年入会月前月）
- ②退会は申出によりいつでも退会できますが途中退会の会費払い戻しはしません。
- ③次年の会費は総会資料送付時に会費振込票を同封しますので会員有効期間内の納入をお願い致します。※会員有効期間内＝入会月前月
※業務効率化のため、入会月の個別請求を省略しています。
ご協力お願い致します。
- ④入会月が不明な方は会員部に確認するか会費未納入の方は翌年の2月末日までに納入お願い致します。
- ⑤4月から翌年の3月迄（1年間）会費納入をされない場合は会員資格が喪失します。
次年度の総会議決権がありません。
（再入会しても当該年度の総会議決権はありません。）
- ⑥賛助会員有効期間内で賛助会員から正会員に移行する場合は改めて入会金1,000円と正会員年会費5,000円が必要になりますので
ご了承お願い致します。
- ⑦当会の賛助年会費は認定NPO法人等寄附金特別控除を受けることができます。
申出により1月に証明書（領収書）を送付します。
（前年1月から12月に納入された方） 確定申告時にご利用ください。

会員部問合せ先

メール：member@t-shimin-kouken.org